

パレットをめぐる情勢

令和 6 年 3 月

農林水産省

大臣官房 新事業・食品産業部 食品流通課

雑パレット等の流通状況と返却要請

- 木製パレット（以下「木パレ」という）については、パレットサプライヤーからの聞き取りによると、海外からの移入が減少していることや木材価格等の上昇も相まって国内流通量は徐々に減少。
- プラスチックパレット（以下「プラパレ」という）については、原材料高を背景として価格が上昇して資産価値が高まり、所有者の管理意識が厳しくなっており徐々に減少。
- 当該所有者から返却を求めるチラシ等が出ており、パレットの返却要請には応じることが必要。



木パレは徐々に減少する

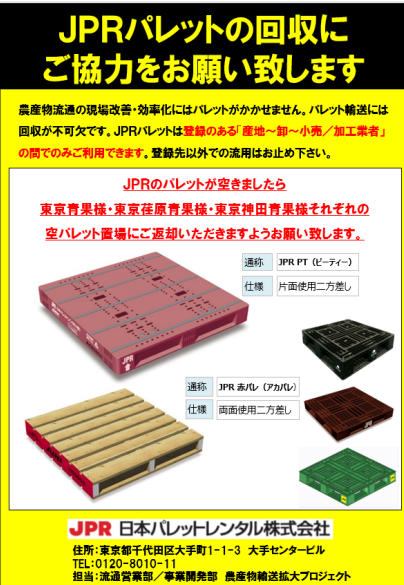
Pパレ共同使用会の声

- 市場等の関係者の一部には、いまだに「パレットは天下の回りもの」といった認識があり、Pパレとしては、新聞や業界誌等に啓発広告を掲載するなど、啓発活動を実施中。



J P R等の声

- レンタルしたパレットが契約に沿った流通ルート以外の卸売市場等に回流しており、回収できずに潜在しているものがあると考えられる。
- レンタルパレットの目的外使用を防止するためにはパレット管理の意識向上が不可欠であり、場内事業者レンタルパレットの取扱の周知等が必要。



雑パレット等と廃棄コスト等の関係

- 国内に流通している雑パレット等は、経年劣化が進んでいるものが多く、破損している割合も高い。経年劣化している雑パレットはそもそも破損しやすく廃棄コストが早期に発生することから、利用による便益よりも不利益が大きい場合があるのも実情。
- 豊洲市場における廃棄コストは年間5500～6000万円で、卸売業者及び仲卸業者など業界が負担している。
- また、雑パレット等には、前述の廃棄コスト以外にも、①等枚交換にかかる荷役コスト、②事業者間での管理ルールが定められていないがために散逸して所在が偏在している等の問題がある。このため、パレットの不足感を感じている事業者には、不足枚数を補うためのパレット調達コストが恒常的に発生しており、当該物流コストは物流事業者をはじめ、荷主や荷受けが負担している状況にある。



＜豊洲市場の廃棄パレットの状況＞

○パレット廃棄数量

- ・ 令和3年度 2,211トン
- ・ 令和2年度 1,945トン
- ・ 令和1年度 2,080トン

出典；豊洲市場協会資料

○上記廃棄数量のプラパレと木パレの比率

木パレ（96）：プラパレ（4）

※木パレにはマグロの魚箱も含んでおり、その割合は当該木パレの比率の1割程度



まとめ（雑パレット等の流通状況、返却要請、破棄コスト）



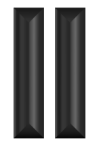
○木パレ・プラパレ（雑パレ） . . . ①海外からの移入減少
②廃棄コストが大きな負担 → プラパレ(自社所有)へ転換

新品の流入が減少し、劣化品が更に増加＝廃棄コストが更に増大



管理コストは上がるものの、
廃棄コストは激減

○プラパレ(他社所有) . . . ① 所有者による管理意識の強まりで出回り量が減る可能性
② 所有者から返却要請（応じる必要）



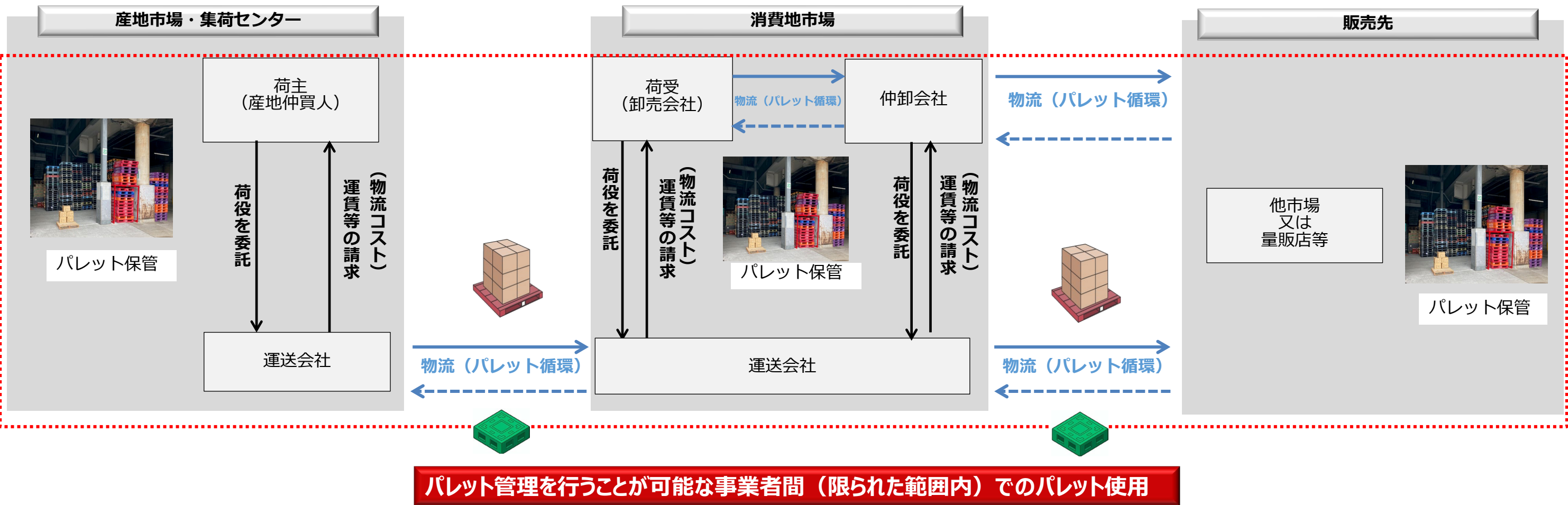
プラパレが不足



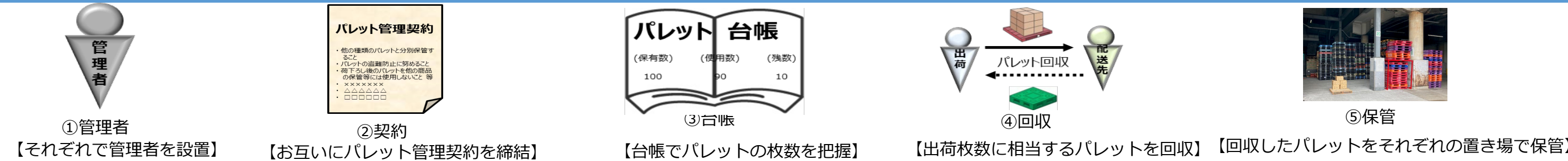
プラパレ(自社所有)の追加が必要

品質の高い自己所有パレットの導入等

- 一定の品質を備えた木パレ及びプラパレが不足する中、今後は、自社所有のプラパレの導入を進めていく必要。
- 自社所有パレットは、管理ルールを定めて合意した事業者間で管理して循環させることが必要であり、そのための管理コストが発生。
- 自社所有パレットに係るコストは、卸売業務を運営する上で必要となる物流コストであることから、荷主・荷受・物流事業者間で合意の上で運賃に適切に反映させることが必要。
- 同等の品質のパレット導入は、レンタル会社との協議が整えば、レンタルパレットを用いることも可能。



パレット管理ルール



パレット管理スペースの効率化

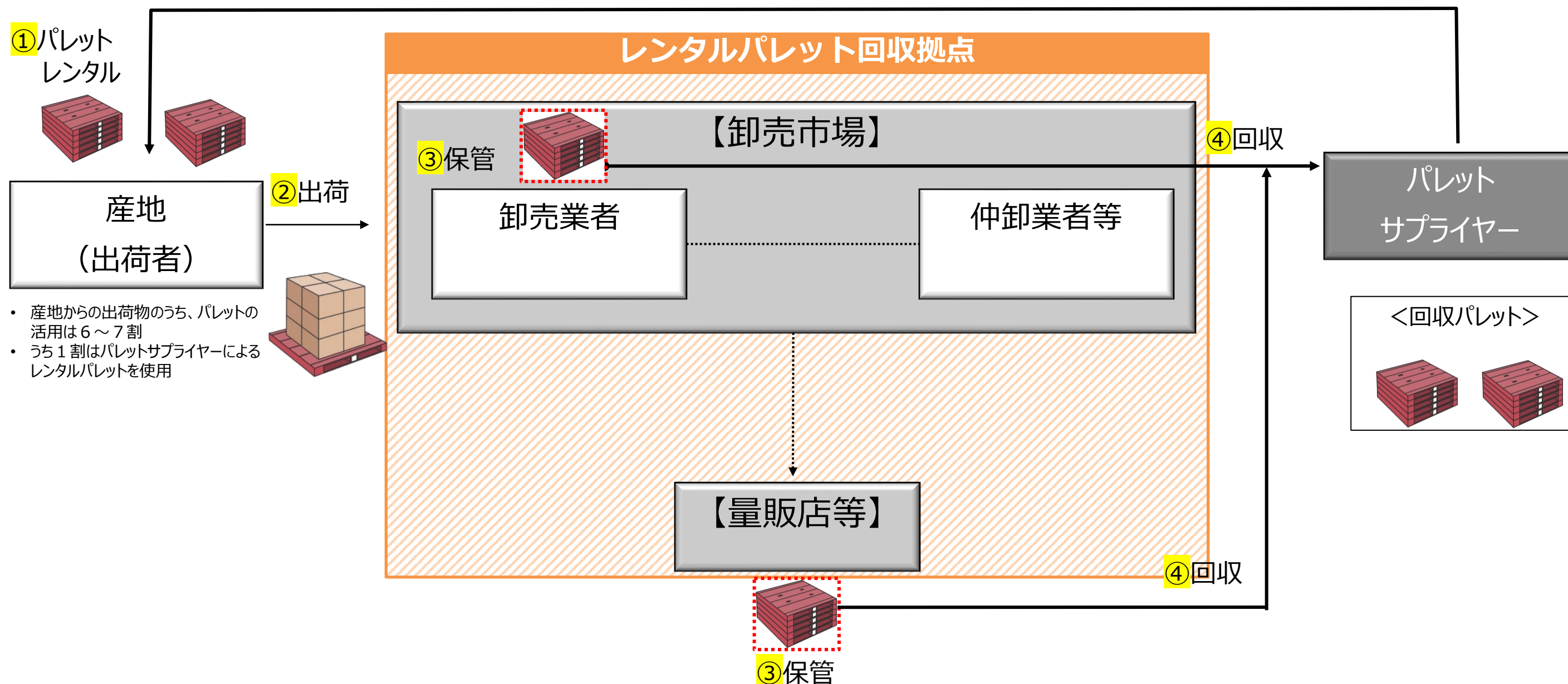


- 市場では、運送会社ごとに最繁期の供給量を想定して多めにパレットを確保するため、市場全体で見ると過大なパレット管理スペースが必要になっている実態がある。
- 複数の会社間で共同の管理場所を指定し、パレットを共同使用できる体制を構築すれば、パレット管理スペースの最小化や管理の効率化にもつながる可能性。

現 状	解 決 案
○ 個社の最適化 【過大なパレット管理スペース】 - 運送会社ごとに最繁期の供給量を想定して多めにパレットを確保。 - 市場全体で見ると過大なパレット管理スペースが必要になっている。 【個別の運送会社が管理しているパレット】 	○ 全体の最適化 【共同管理・共同使用の体制】 - 複数の会社間で共同の管理場所を指定し、パレットを共同使用できる体制を構築すれば、パレット管理スペースの最小化や管理の効率化にもつながる可能性。 【具体的な対策案】 I. パレットを集約する場所を指定し、供給拠点とする。 II. レンタルパレット会社によるリース供給を活用する。

パレット循環体制（青果の実例）

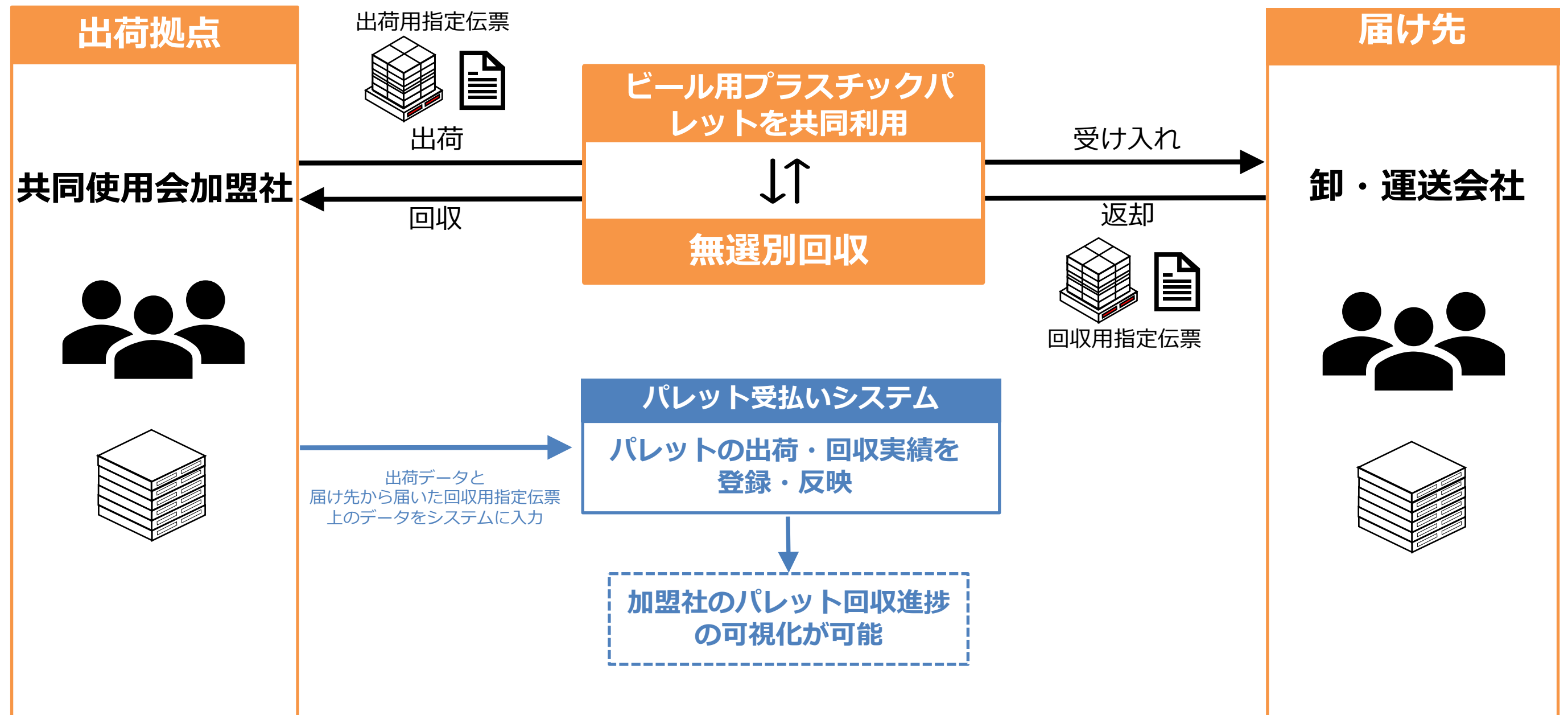
- ・ 海外からの木製パレットの移入量の減少を背景としてパレット不足が常態化して、一部の産地はレンタルパレットによる輸送を開始。
- ・ 卸売業者が、出荷されたレンタルパレットを紛失しないため、レンタルパレットから雑パレットに積み替えた上で、パレットサプライヤーが卸売会社から回収しているケースが多い。
- ・ 仲卸業者等の販売先の量販店等が、回収拠点として登録されている場合には、当該量販店においてパレットサプライヤーが回収しているものもある。
- ・ 卸売業者は、レンタルパレット管理契約に基づき一定以上の回収率を保つことを条件に回収拠点として登録されており、産地から出荷される荷を確保するためにもパレット管理に努めることから、一定以上のパレット回収率を維持できている。
※産地は契約上、回収拠点以外へのレンタルパレットでの出荷は認められていない。



パレット共同使用の仕組み（ビール用プラスチックパレット）



- 酒類メーカーは、大手ビール4社を中心とした共同使用会を設立し、加盟社毎で共通の「ビール用プラスチックパレット」を投入・回収。共同使用会は維持・管理を行っている。
- パレットを共同利用・無選別回収することで、パレットの効率的な活用に加え、お得意先でのパレットの選別保管・管理の労力低減を図る。
- 使用会共通の「出荷・回収指定伝票」及び「パレット受払いシステム」を使用し、「出荷拠点」と「届け先」の間におけるパレットの流れを可視化することで「出荷」「受け入れ」「回収」「返却」の管理を徹底。それぞれの加盟社が年間単位で「出荷と回収」を同枚数にするよう努めていることから、回収率を高く保っている。



<対策のポイント>

喫緊の課題である「物流2024年問題」に対処するとともに、今後の労働力不足や将来のフィジカルインターネット物流に対応しうる**新たな食品流通網を構築**するため、多様な関係者が一体となって取り組む**①物流の標準化、デジタル化等の取組**、**②物流の自動化、省力化、品質管理に必要な設備・機器の導入**、**③中継共同物流拠点の整備等**を総合的に支援し、将来にわたって持続可能な食品流通を実現します。

<事業目標>

○ 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を縮減（10%〔2030年まで〕）

○ 物流の効率化に取り組む地域を拡大（155地域〔2028年まで〕）

<事業の内容>

1. 持続可能な食品等流通対策事業 150（－）百万円

物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入を支援します。

2. 物流革新に向けた生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化総合対策 【令和5年度補正予算】2,500百万円

① 物流生産性向上推進事業 800百万円

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（納品伝票の電子化、トラック予約システムの導入等）、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化やコールドチェーンの確保等に必要な**設備・機器の導入**を支援します。

また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信を行います。

② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業 1,700百万円

農産品等の流通網を強化するため、中継輸送、モーダルシフト、共同輸配送に必要な**中継共同物流拠点の整備**を支援します。

<事業の流れ>

国

定額、1/2

食品流通業者等で構成される協議会 (1の事業)

定額

民間団体等

定額、1/2

食品流通業者等で構成される協議会 (2①の事業)

4/10、1/3

卸売市場開設者、流通業者、物流業者等 (2②の事業)

<事業イメージ>

地域の流通関係者による協議会

産地 卸売業者 小売業者 物流事業者 ITベンダー 等

補助事業を活用した実装、設備・機器導入、施設整備

<実装支援>

標準パレットの導入

移動販売車の導入

<設備・機器の導入支援>

パレタイザー

クランプ フォークリフト

<中継共同物流拠点の整備>

大型車に対応したトラックバース

コールドチェーン確保のための冷蔵設備

新たな食品流通網の構築

産地での集荷

中継共同物流拠点

中継輸送

中継共同物流拠点

モーダルシフト

中継共同物流拠点

消費地での配送

卸売市場

【お問い合わせ先】（1、2①の事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課 (03-3502-5741)

（2②の事業）食品流通課卸売市場室 (03-6744-2059)

8